

国 水 環 防 第 8 号  
令和1年12月17日

北海道開発局 河川情報管理官 殿  
                  地域事業管理官 殿  
各地方整備局 地域河川課長 殿  
                  水災害予報センター長 殿  
                  水災害対策センター長 殿  
沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿  
                  河川課長 殿

水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長  
( 公 印 省 略 )

#### 「まるごとまちごとハザードマップ」の取組の促進について

洪水ハザードマップ作成等の促進については、引き続き、作成対象の市区町村に対する技術的支援に取り組んでいるところであるが、今般の台風第19号等による甚大な被害の発生に鑑み、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、水害リスク情報として浸水深を示した看板等により住民等に周知する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組が関係市区町村により推進されるよう支援を図られたい。

なお、「まるごとまちごとハザードマップ」の取組による災害関連標識（避難場所、想定浸水深）の設置は、防災・安全交付金（効果促進事業）の対象であり、積極的に活用されるよう、併せて周知されたい。

都道府県に対しては、別紙のとおり通知をしているので、管内の都道府県において取組が推進されるよう働きかけられたい。

（参考）

「海拔表示シート設置の推進について」（令和1年12月17日付け事務連絡道路局企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長通知）が発出され、以下取組の促進について通知されている。

#### ※海拔表示シート設置

津波や高潮等による被害の軽減を目的として、道路利用者に海拔情報を提供するために行う道路施設等での海拔情報を表示する取組

国水環防第8号  
令和1年12月17日

都道府県  
水防担当部局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長

「まるごとまちごとハザードマップ」の取組の促進について

洪水ハザードマップ作成等の促進については、引き続き、作成対象の市区町村に対する技術的支援をお願いしているところですが、今般の台風第19号等による甚大な被害の発生に鑑み、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、水害リスク情報として浸水深を示した看板等により住民等に周知する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組が関係市区町村により推進されるよう支援方よろしく申し上げます。

なお、「まるごとまちごとハザードマップ」の取組による災害関連標識（避難場所、想定浸水深等）の設置は、防災・安全交付金（効果促進事業）の対象であり、積極的に活用されるよう、併せて周知してください。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

（参考）

「海拔表示シート設置の推進について」（令和1年12月17日付け事務連絡道路局企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長通知）が発出され、以下取組の促進について通知されている。

※海拔表示シート設置

津波や高潮等による被害の軽減を目的として、道路利用者に海拔情報を提供するために行う道路施設等での海拔情報を表示する取組

# まるごとまちごとハザードマップ【概要】

## 【概要】

- ・ 居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報(想定浸水深や避難所の情報等)を標示する
- ・ 市区町村が作成、公表する洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため実施

## 【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

## 【設置状況】

- ・ ハザードマップ作成対象自治体1,347のうち194市区町村が設置(H31.3時点)

### 【洪水関連図記号の例】



- 避難所(建物)

災害時の避難先となる安全な建物を示す。



- 洪水

当該地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す。

<事例> 電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示

### 【参考】

「まるごとまちごとハザードマップ」の取組の参考となる文献等は、国土交通省水管理・国土保全局のホームページより、ダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/nver/bousai/main/marumachi/>

- ・ まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き(第2版)の概要
- ・ まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き(第2版)
- ・ まるごとまちごとハザードマップ取組事例集
- ・ 現地確認ツール
- ・ まちごとまちごとハザードマップのすすめ

〔出典:まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き〕

# まるごとまちごとハザードマップ 取組状況

(平成31年3月末時点)

<b>北海道</b> 13	留萌市 蘭越町 音更町 標茶町 天塩町 岨延町 旭川市 東神楽町 札幌市 砂川市 当別町 富良野市 長沼町	<b>岩手県</b> 2	一関市 奥州市	<b>秋田県</b> 3	能代市 湯沢市 大仙市	<b>山形県</b> 16	長井市 天童市 南陽市 中山町 河北町 大江町 川西町 大石田町 大蔵村 戸沢村 戸沢市 酒内町 庄内町 鮭川村 真室川町 鶴岡市 山辺町	<b>福島県</b> 3	福島市 只見町 喜多方市	<b>茨城県</b> 8	ひたちなか市 常陸太田市 常陸大宮市 古河市 境町 坂東市 河内町 常総市	<b>栃木県</b> 4	那須烏山市 栃木市 野木町 さくら市	<b>埼玉県</b> 11	熊谷市 加須市 久喜市 幸手市 杉戸町 吉川市 宮代町 上尾市 さいたま市 戸田市 川口市	<b>千葉県</b> 3	香取市 四街道市 船橋市	<b>東京都</b> 5	葛飾区 北区 荒川区 多摩市 狛江市 神奈川県 1 横浜市 山梨県 1 甲府市	<b>新潟県</b> 7	村上市 阿賀野市 新潟市 三条市 燕市 弥彦村 見附市	<b>富山県</b> 1	朝日町	<b>長野県</b> 4	飯山市 須坂市 長野市 南箕輪村	<b>岐阜県</b> 6	多治見市 坂祝町 輪之内町 安八町 郡上市 海津市	<b>愛知県</b> 5	豊橋市 豊川市 豊田市 西尾市 名古屋市長古屋市	<b>三重県</b> 3	伊勢市 川越町 玉城町	<b>滋賀県</b> 3	甲賀市 東近江市 米原市	<b>京都府</b> 13	八幡市 久御山町 宇治市 木津川市 城陽市 京田辺市 京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 精華町 亀岡市 福知山市	<b>大阪府</b> 10	吹田市 守口市 門真市 摂津市 島本町 池田市 八尾市 柏原市 藤井寺市 河内長野市	<b>兵庫県</b> 11	尼崎市 伊丹市 川西市 加古川市 小野市 加東市 宍粟市 たつの市 豊岡市 佐用町 新温泉町	<b>奈良県</b> 3	川西市 王寺町 大和郡山南市	<b>徳島県</b> 4	三好市 北島町 上板町 阿南市	<b>愛媛県</b> 1	大洲市	<b>高知県</b> 2	いの町 日高村	<b>福岡県</b> 4	北九州市 水巻町 岡垣町 八女市	<b>佐賀県</b> 3	佐賀市 武雄市 伊万里市	<b>大分県</b> 1	大分市	<b>熊本県</b> 2	人吉市 菊池市	<b>宮崎県</b> 8	延岡市 木城町 高鍋町 宮崎市 都城市 国富町 綾町 えびの市	<b>鹿児島県</b> 4	薩摩川内市 伊佐市 さつま町 湧水町	<b>青森県</b> 22	八戸市 東北町 弘前市 五所川原市 つがる市 藤崎町 板柳町 鶴田町 中泊町 平川市 田舎館村 青森市 大鰐町 三戸町 南部町 五戸町 新郷村 十和田市 平内町 鱒ヶ沢町 野辺地町 今別町	<b>鳥取県</b> 4	鳥取市 松江市 美郷町 江津市	<b>広島県</b> 3	三次市 安芸高田市 大竹市	<b>徳島県</b> 4	三好市 北島町 上板町 阿南市	<b>愛媛県</b> 1	大洲市	<b>高知県</b> 2	いの町 日高村	<b>福岡県</b> 4	北九州市 水巻町 岡垣町 八女市	<b>佐賀県</b> 3	佐賀市 武雄市 伊万里市	<b>大分県</b> 1	大分市	<b>熊本県</b> 2	人吉市 菊池市	<b>宮崎県</b> 8	延岡市 木城町 高鍋町 宮崎市 都城市 国富町 綾町 えびの市	<b>鹿児島県</b> 4	薩摩川内市 伊佐市 さつま町 湧水町
------------------	---	-----------------	------------	-----------------	-------------------	------------------	---	-----------------	--------------------	-----------------	--	-----------------	-----------------------------	------------------	---	-----------------	--------------------	-----------------	---	-----------------	---	-----------------	-----	-----------------	---------------------------	-----------------	--	-----------------	--------------------------------------	-----------------	-------------------	-----------------	--------------------	------------------	---	------------------	---	------------------	--	-----------------	----------------------	-----------------	--------------------------	-----------------	-----	-----------------	------------	-----------------	---------------------------	-----------------	--------------------	-----------------	-----	-----------------	------------	-----------------	--	------------------	-----------------------------	------------------	---	-----------------	--------------------------	-----------------	---------------------	-----------------	--------------------------	-----------------	-----	-----------------	------------	-----------------	---------------------------	-----------------	--------------------	-----------------	-----	-----------------	------------	-----------------	--	------------------	-----------------------------

取り組んでいる市区町村数

194

市区町村

国水環防第7号  
平成29年6月19日

地方整備局 河川部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長  
(公印省略)

まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第二版）について（通知）

洪水ハザードマップの更なる普及浸透、及び住民等の水害に対する危機意識の醸成と避難所等の認知度の向上を図ることを目的として、平成十八年に「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」を作成し、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報を標示するまるごとまちごとハザードマップの取組を推進してきた。

平成二十七年九月関東・東北豪雨災害においては、避難の遅れ等により多くの住民が孤立し救助されるなど、ハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていないことが浮き彫りになった。また、平成二十八年八月の北海道・東北地方をおそった一連の台風により甚大な被害が発生したことを受け、平成二十九年の水防法改正において、市町村長が過去の浸水実績等を把握したときには、これを水害リスク情報として浸水範囲等を示した地図や浸水深を示した看板等により住民等へ周知することとなった。

このような背景を踏まえ、まるごとまちごとハザードマップの取組をさらに促進していくために、これまでの取組を事例集としてとりまとめるとともに、市町村と河川管理者等との役割分担を明確にし、取組の実施に係る検討や作業等の流れを具体化・詳細化するなど、市町村がより円滑に取組を進められるよう手引きを改定したので通知する。

また、本件については、別紙のとおり都道府県水防担当部局長あて通知したので、あわせて通知する。



国水環防第7号  
平成29年6月19日

■■■■県土木部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長



まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第二版）について（通知）

洪水ハザードマップの更なる普及浸透、及び住民等の水害に対する危機意識の醸成と避難所等の認知度の向上を図ることを目的として、平成十八年に「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」を作成し、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報を標示するまるごとまちごとハザードマップの取組を推進してきたところです。

平成二十七年九月関東・東北豪雨災害においては、避難の遅れ等により多くの住民が孤立し救助されるなど、ハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていないことが浮き彫りになりました。また、平成二十八年八月の北海道・東北地方をおそった一連の台風により甚大な被害が発生したことを受け、平成二十九年の水防法改正において、市町村長が過去の浸水実績等を把握したときには、これを水害リスク情報として浸水範囲等を示した地図や浸水深を示した看板等により住民等へ周知することとなりました。

このような背景を踏まえ、まるごとまちごとハザードマップの取組をさらに促進していくために、これまでの取組を事例集としてとりまとめるとともに、市町村と河川管理者等との役割分担を明確にし、取組の実施に係る検討や作業等の流れを具体化・詳細化するなど、市町村がより円滑に取組を進められるよう手引きを改定したので通知します。

貴管内関係市町村への周知とあわせて、まるごとまちごとハザードマップの取組が進むよう引き続き支援方よろしく申し上げます。

事務連絡  
令和元年12月17日

北海道開発局 建設部長  
各地方整備局 道路部長  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

道路局 企画課長  
国道・技術課長  
環境安全・防災課長

### 海拔表示シート設置の推進について

平成24年5月28日付国道企27号「海拔情報の提供について」により、道路施設等における海拔情報の表示について通知したところであるが、今年度の台風による高潮被害等を踏まえ、再度、別添の「海拔表示シート設置方針（案）」を周知する。

海拔情報を提供しようとする各地域において、これを基に海拔情報の提供を推進するとともに、道路標識適正化委員会等を通して、各道路管理者に対する技術的支援をお願いする。

また、貴管内の都道府県、政令市へ本方針（案）を参考送付し、都道府県から市町村に対しても周知されるようお願いする。

なお、海拔表示シートの設置は、社会資本整備総合交付金等の対象であり、積極的に活用されるよう、併せて周知されたい。

（参考）

同日付国水環防第8号「「まるごとまちごとハザードマップ」の取組の促進について」が発出され、以下取組の促進について通知されている。

（参1）まるごとまちごとハザードマップ

市区町村が作成する洪水ハザードマップの周知の一環として、洪水浸水想定区域の浸水深や避難所等に関する情報を生活空間に表示する取組

## 海拔表示シート設置方針(案)

### 1. 目的

東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示することにより、道路利用者に海拔情報を提供する。

### 2. 仕様等

仕様等については、道路標識適正化委員会<sup>注)</sup>において調整の上、決定するものとする。調整に際しては、各地方公共団体の防災部局とも連携するものとする。

注) 各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会

#### (1) 表示対象区間・間隔

過去の被害実績や、想定される浸水区域等を参考に、海拔を表示する対象区間・表示間隔を設定する。

#### (2) 設置対象物

標識柱、門型柱、歩道橋柱等の構造強度が高い道路施設等で、人目につきやすい場所に整備されたものに海拔を表示する。

#### (3) 海拔表示シート

(形状)

- ・ 海拔を表示する帯状のシートとする。
- ・ 寸法は、縦を30cmとする。

(色)

- ・ 青とする。

(材料)

- ・ 耐久性及び経済性を念頭に汎用材を選択する。

(設置位置)

- ・ 歩行者及びドライバーの目線高さにあわせて、地盤から1.5m程度の高さに、設置するものとする。
- ・ 道路利用者にとって視認しやすい位置に海拔を表示するものとする。

(その他)

- 表示する海拔（東京湾平均海面(T.P.)を基準）は整数（小数点以下は四捨五入）とする。

※表示する海拔は、既存の測量成果や国土地理院の基盤地図情報等を有効に活用する。

- 小学校周辺等に設置する場合は、「<sup>かいぼつ</sup>海拔」とふりがなを振る等の配慮をすること。
- 既に海拔表示を行っている地域においては、現在表示しているものの対応を妨げるものではない。



図1 海拔表示シートの様式案

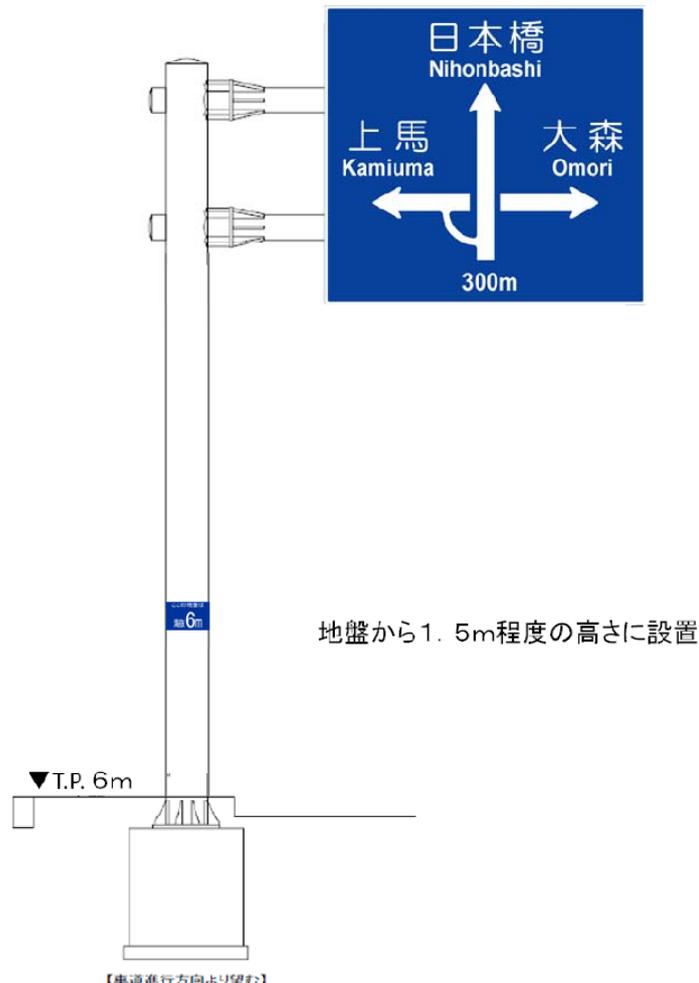


図2 海拔表示シートの設置例

国道企第27号  
平成24年5月28日

北海道開発局長  
各地方整備局長  
沖縄総合事務局長 殿

道路局長

### 海拔情報の提供について

東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示することによる道路利用者への海拔情報の提供を推進されたい。